

## 会議録（要点記録）

会議名称	令和7年度 第2回小金井市精神保健福祉連絡協議会 部会		
開催日時	令和7年8月6日（水）10：00～11：15		
開催場所	オンライン		
出席者等	委員：赤濱委員、鈴木（絵）委員、山岡委員、石川委員、鈴木（澄）委員、高橋委員 事務局：自立生活支援課長、相談支援係長、相談支援係主任 その他：執行委員		
傍聴の可否	不可	傍聴者数	—
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 精神保健福祉連絡協議会で抽出された課題について (2) 事業所近況報告 (3) その他 3 閉会		
会議結果	1 開会 2 議題 (1) 精神保健福祉連絡協議会で抽出された課題について ○事務局 資料1～4の内容について説明。 (議論) ○事務局 障害福祉のみの居宅介護を行う事業所があるか把握しているか。 ○委員 連絡会などは存在しないが、業務を通じてそのような事業所が存在していることは把握しているがすべてではない。 ○委員 ヘルパー事業所の連絡会は存在するか。 ○事務局 障害部門では存在しない。事業所の実態を把握するのは困難である。ただし介護保険部門では存在するようだ。 ○委員 国分寺市では事業所の新設が規制されていると聞いたが小金井市ではどうか。 ○事務局 そのような規制は設けていない。市内はGHに限らずすべての事業所が不足しているとの認識。 ○委員 小金井市のGHは一戸建てタイプが多く定員が少ない傾向があると思う。また市に広い土地がなく小規模になってしまう傾向があるのではないか。 ○委員 ヘルパー事業所と協議していると、精神障害のある方の場合利用者都合の急なキャンセルが多く、苦慮しているとの意見を聞いたことがある。これも支援を困難にする理由ではないか。 ○事務局 キャンセルについては資料2に追加し本会に報告する。		

	<p>○委員 協議会の議論対象の精神障害者にも対応した包括ケアシステム構築の柱は2つ、地域移行の促進、ピアの活動。1つめの地域移行の実績についてはいずれ公表され、他自治体と比較される時が来ると思っていた。また以前都内のブロック会議で他自治体関係者の前で小金井市の対応が遅れていると批判されたことがあった。その後地域移行に取り組もうと事業を立ち上げ今まで支援してきた。最近は指摘されることはなくなった。2つめのピア活動。こちらも取り組みについて明示される時期が来ると思う。令和7年9月11日に開催される地域生活移行支援会議の会議で初めてピア活動に関する議題が出ることとなった。今後課題となる項目だと見ている。</p> <p>○事務局 話し合われた内容については事務局で内容を精査し、協議会会长に報告、協議のうえ本会に提案する対応とさせていただく。</p> <p>(2) 事業所近況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患について未治療の方の相談が増加傾向。関係機関と連携し本人だけでなく家族もケアすべき案件が増加している。</li> <li>・先日精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の研修を受け、八王子市のモデル事業について勉強した。内容として長期入院患者への支援、日中支援型の生活介護の方の送迎問題、場所の確保、ピアソポーターの育成、人材育成などについて学んだ。必要があれば共有する機会を設ける。</li> <li>・市内の通所事業所と協議したが、事業所の閉所と計画相談支援事業所の対応格差について話題になった。また利用者の中で通所したい気持ちはあるが自力で通所できず通えないケースが存在することだった。送迎サービスの実施などを検討する必要があるのではないかとのことだった。</li> <li>・2月にG Hを設立予定で長谷川病院と連携して運営していく予定。長谷川病院が行っているアウトリーチ事業と連動できればと考えている。必要があれば長谷川病院と連絡調整し市に紹介する。</li> <li>・現在運営しているコミュニティハウスについて、団体利用などを進めそこにピアスタッフなどを導入し地域に浸透していくよう活動していきたい。</li> </ul> <p>(3) その他</p> <p>○事務局 現在本会は対面、部会はオンラインで運営しているが、具体的な内容を議論する部会を対面にして、本会はオンライン、あるいは対面と混合で開催るのはどうかと考えるが、いかがか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>○事務局 会長と相談し運営方法について検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回開催は本会、令和7年9月17日10時～。</li> </ul>
提出資料	<p>次第</p> <p>資料1 小金井市の居宅介護、共同生活援助事業所について（類似団</p>

	<p>体※との比較)</p> <p>資料2 精神保健福祉連絡協議会で示された不適切な支援、支援拒否の詳細について</p> <p>資料3 精神障害者ホームヘルパー養成特別研修事業の実施について</p> <p>資料4 地域移行におけるピアの活用について</p>
--	--

## 精神保健福祉連絡協議会で示された不適切な支援、支援拒否の詳細について

### 1 精神障がいのある方への不適切な支援について

利用対象者の精神障がいと服薬の影響等で行動したくてもできない実態がある。しかし外見からはその実態が見えにくく、健常者と同様に家事等ができるように考えられるため、支援者から「(対象者は) 懈けている。」「家政婦扱いされる。」という意見が出ることがある。

一方で、対象者が努力すれば自力で家事等を行い生活ができるにもかかわらず、支援者による丁寧すぎる支援により家事等が行えなくなっていく実態もある。

結論として支援者の精神障がい等に対する知識不足により、不適切な支援が行われている現状がある。

### 2 精神障がいのある方への支援拒否について

事業所の半分程度が「精神障がいの方の支援は行わない。」「介護保険の支援以外行わない。」という実態がある。理由として未だに精神障がいのある方を偏見の目で見る、一対一の支援に恐怖を感じる、対象者が怖いというイメージが挙げられる。また、精神障がいの方は一つひとつの支援方針について例えば身体障がいのある方に比べ丁寧な説明が必要かつ説明の方法にも神経を使う必要な場合がある。それらが原因で支援に入ることに抵抗を覚える事業所があるのが実情である。

### 3 協議会部会で提案された対応策

- (1) 精神障がいへの理解を深める勉強会の実施。
- (2) 利用者個々のケース、精神障がいについて支援者間での共有できる仕組みづくり。
- (3) 事業所が掲げる支援方針、特色に応じて利用者側が選定できるよう精神障がいのある方を支援する事業所を増やす。

○「精神障害者ホームヘルパー養成特別研修事業の実施について」の廃止等について

(平成19年1月30日)

(障発第0130004号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知  
精神障害者ホームヘルパー養成特別研修については、平成15年3月31日障発第0331016号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者ホームヘルパー養成特別研修事業の実施について」の別添「精神障害者ホームヘルパー養成特別研修実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により行われているところであるが、当該実施要綱については、平成18年9月30日限り廃止する。

なお、平成18年4月1日から平成18年9月30日までの間は、実施要綱中「精神障害者居宅介護等事業」とあるのは「精神障害者の居宅介護」と、「都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「都道府県」と、「訪問介護員に関する省令」(平成12年厚生省令第23号)第1条」とあるのは、「介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第219号)と、「1級課程」とあるのは、「介護職員基礎研修課程、1級課程」と、「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)第二号」とあるのは、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第209号)第2条」と、「都道府県知事及び指定都市市長(以下「都道府県等」という。)」とあるのは、「都道府県知事」と、「都道府県等」とあるのは「都道府県知事」と、「都道府県等」とあるのは「都道府県」として適用するものとする。

## 地域移行におけるピアの活用について

中野区「地域活動支援センターせせらぎ」における事例

### 1 ピアスタッフ（1名を職員として採用）

地域活動支援センターの職員と共に精神科病院に出向き、自身の体験を説明しつつ、対象患者の話を聞く等の支援を担う。当事者ならではの共感や動機付けの活動を行っている。

### 2 ピアサポーター（無償ボランティアとして約270名が登録。区外の方も含む。）

地域移行の対象者との直接的な関りは担わないが、ピアレターを通して入院患者と文通を行う。当事者目線でのやり取りが可能。

### 3 その他

- (1) 地域活動支援センター内で行うピアカフェやピア研修等でも活躍。
- (2) 精神障がい者の地域移行支援におけるピアサポートの活用は重要視されており、その早急な整備を求められている。（東京都精神障害者地域移行支援連絡会議の議題にもなっている。）